



事 務 連 絡
令和 7 年 9 月 30 日

都道府県家畜衛生主任者 殿

農 林 水 産 省 消 費 ・ 安 全 局
動物衛生課国際衛生対策室長

家畜伝染病予防法施行規則の改正に伴うエミューの指定検疫物への追加に関する周知依頼について

平素より動物検疫に御協力いただき誠にありがとうございます。

このたび、改正家畜伝染病予防法施行規則（以下「施行規則」という。）が令和 7 年 9 月 29 日に公布されました。動物検疫に関する部分の施行は、令和 8 年 10 月 1 日となる予定です。

本改正により、施行規則第 45 条で定める指定検疫物にエミューが新たに追加されます。改正施行規則の施行後は、これまで動物検疫を受けずに輸入可能であったものも、動物検疫の対象となります。また、輸出国で飼養されているエミューにおいて高病原性鳥インフルエンザ又は低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、当該国からの生きた家きん及び家きん由来製品の輸入が一時停止されます。

これらによる影響を最小限とし、今後も円滑に動物検疫措置を実施するため、下記内容の周知に御協力いただきますようお願い申し上げます。

記

1 周知対象

- (1) 生きたエミュー、エミュー由来製品の輸入を行っている事業者等
- (2) 生きた家きん、家きん由来製品（鶏肉、鶏卵等）の輸入を行っている事業者等
- (3) 海外へ渡航する者、海外から帰国する者

2 周知内容

- (1) 現在、動物検疫を受けずに輸入可能であるもの(※1)が、令和8年10月1日以降は、動物検疫を受ける必要があること。
- (2) 令和8年10月1日以降、日本向けに生きた家きん、家きん由来製品を輸出可能な国(※2)で飼養されているエミューにおいて高病原性又は低病原性鳥インフルエンザが発生した場合、当該国(※3)からの生きた家きん、家きん由来製品の輸入が一時停止されること。

※1 例：豪州から持ち込まれるエミュージャーキー等。

※2 以下の動物検疫所ウェブサイトをご参照ください。

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/kakin.html> (生きた家きん)

<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/require/chicken-meet.html> (家きん肉等)

※3 相手国との取決めによって一部地域からのみ輸入が一時停止される国があります。詳細は上記ウェブサイトの各家畜衛生条件をご参照ください。